

2021年3月17日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 関口 博  
" 小川 宏美  
" 藤田 貴裕  
" 高原 幸雄

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

**大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める意見書(案)**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

# 大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める意見書(案)

2020年10月18日、東京都調布市つつじヶ丘にて住宅地の真下が陥没する事故が起きた。陥没は6メートル×5メートル×深さ5メートルと巨大であり、人的被害がなかったのが不幸中の幸いであった。その後、2020年11月3日、11月14日、2021年1月14日に立て続けて巨大な空洞が見つかった。さらには、日本経済新聞が衛星データの分析から、工事掘削機が通過した直後に周辺で2から3cmの沈下と隆起が発生していることも判明している。2020年12月18日に工事事業者のNEXCO東日本は、ようやく、「因果関係を認めざるを得ない。住民におわびする」と正式に因果関係を認めた。

この外環道工事の法的根拠は「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下、大深度法)」である。東京外環道計画は、1966年に計画決定されたが、数千戸を立ち退かせての道路建設には無理があり1970年に一度全面凍結されている。しかし、その後も、大深度地下開発の技術、法制対策は進められ、当時の扇千景国交相、石原東京都知事が中心となって外環道建設を地下化によって進めることができるよう、2009年5月に法改正を行っている。大深度法は「地下40メートル以深」「基準杭の支持地盤上面から10メートル以深」のいずれか深いほうを「大深度地下」として、使用認可の対象としたものである。

周辺住民はこのような陥没事故は「いつかは起きる」と感じ、2017年12月には東京地裁に大深度法の違憲性、危険性、不当性を問う訴訟を起こしている。この訴訟中にもかかわらず、事業者は土地収用法により使用権を取得できるため、工事を進めてきた結果が、今回の事故発生となった。

この大深度法は、以下4つの問題点があると考えられる。

- 1、「地下40メートル以深ならば地上に影響が出ることはない」とした科学的根拠がないこと。
- 2、都市計画法の建築制限がかけられ、国の先買権が発生、地中拡幅部などでは区分地上権が設定され、財産価格が低下すること。
- 3、工法の安全性が担保されなくとも、土地収用法により事業者は使用権を取得できるため、強引に工事を進められること。
- 4、補償について原則、規定されていないこと。

今回の事故を踏まえると、「地下40メートル以深ならば地上に影響が出ることはない」との前提が崩れたと言わざるを得ない。今後、このまま安全性の根拠が乏しく、承諾もないまま万一の補償がないこの法に基づき、地下工事が発生すれば、陥没事故や酸欠気泡などの被害が出ることは容易に想像がつく。

また、地下トンネル工事では事故が続出しており、そもそも工法を含めた安全性に疑問があり、地下の水質、水位、枯渇などにより環境破壊の懸念も払拭できない。今さらながら、土壌補強、空洞埋めの対策を行っているが、現状の大深度法のままでは、今後のリニア工事や国立でも俎上に上がった場合に、周辺住民の財産権と安全な生活環境を保障することはできない。

大深度法を根拠とする工事は、地上の安全性が保障できない以上、憲法第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。を侵害する憲法違反として、見過ごす訳にはいかない。

よって、上記4つの問題点に対する改善を織り込んだ大深度法の改正を求めるとともに、住民の財産権、安全生活の確保が図れないのであれば、東京外環道の地下トンネル工事を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021年3月 日

東京都国立市議会